

退職・死亡・長欠・休職等によって給与の支払いをしなくなった場合、給与所得者異動届出書を作成し、翌月10日までに提出してください。

② 退職時に未徴収税額を一括徴収し納入する場合

納税義務者の退職により最終の給与または退職金から未徴収税額を一括して徴収したときは翌月１０日までに納入し、給与所得者異動届出書も同日までに提出してください。

【一括徴収する場合の取扱い】

退職等の年月日	未徴収税額の徴収方法
６月１日～１２月３１日	普通徴収又は一括徴収（本人の申出）
翌年１月１日～４月３０日	必ず一括徴収（地方税法３２１条の５②）

5. 普通徴収から特別徴収への切り替え手続き

途中入社等で年度途中から特別徴収の開始をされる場合は、「普通徴収から特別徴収への切替依頼書」（以下「切替依頼書」）を提出してください。
なお、切替依頼書は、希望する特別徴収開始月の前月２０日までに提出してください。

※事務処理の都合等により、希望された特別徴収開始月より後の月になる場合があります。

6. 事業所の名称・所在地等の変更があったとき

「特別徴収義務者の所在地・名称変更届」を提出してください。

【2】退職所得に係る特別徴収について

1. 退職所得に係る町民税・県民税の特別徴収

退職所得に対する個人町民税・県民税は、退職手当等の支払いの際に支払者が税額を計算し、その税額を退職手当等から差し引いて、徴収した月の翌月１０日までに納入していただくことになっています。

2. 特別徴収義務者

退職手当等の支払いをする者が特別徴収義務者です。特別徴収義務者は退職手当等の支払いをする際にその退職手当等について退職所得に係る個人の町民税・県民税を徴収し、納入しなければなりません。

3. 納税義務者

退職所得に対する個人の町民税・県民税の納税義務者は、平群町内に住所を有する者で、退職手当等の支払いを受ける者です。

4. 納入すべき市町村

退職所得に係る個人の町民税・県民税は、退職手当等の支払いを受けるべき日の属する年の１月１日現在におけるその納税義務者の住所地の市町村に納入してください。
ただし、翌年１月１日以降に退職する場合は、翌年１月１日現在の住所地の市町村に納入してください。その時は、一括徴収税額と退職所得に係る特別徴収税額を納入すべき市町村が異なる場合があります。

5. 個人町民税・県民税納入申告書の記載について

退職手当等の特別徴収税額の納入の際には、「個人町民税・県民税納入申告書」に必要事項を必ず記入してください。

※個人町民税・県民税納入書と同一用紙の納入済通知書の裏面にあります。

6. 退職所得の控除額

【退職所得控除額の計算方法】

勤続年数	退職所得控除額
２０年まで	４０万円×勤続年数（最低８０万円）
２１年以上	８００万円＋７０万円×（勤続年数－２０年）

（注）勤続年数に１年未満の端数がある場合は切り上げます。

7. 税額の算出

税額は次の計算式によって算出されます。

退職手当等
収入金額

－

退職所得
控除額

=

退職所得控除後の
退職手当等の金額

×

２分の１

（千円未満の端数切捨て）

×

①+②＝特別徴収税額

①町民税６％

②県民税４％

（百円未満の端数切捨て）

役員等（※）以外の人で、勤続年数５年以下の人は、退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した後の金額の２分の１の額を課税の対象としていましたが、令和４年１月１日以降に支払いを受ける退職手当等は、退職所得控除額を控除した後の金額のうち３００万円を超える部分について、２分の１の額ではなく全額を課税の対象とすることとされます。

※ 法人税法上の法人役員、国会・地方議員及び国家・地方公務員をいいます。なお、役員等については、勤続年数が５年以下の場合、退職手当金等の金額から退職所得控除額を控除した後の金額の全額が課税の対象となります。

【3】納期の特例について

次の要件に該当する場合は、特別徴収税額の納入を年２回にすることができます。

- ①給与の支払いを受ける者が常時１０人未満であること。
- ②町税の滞納、納付の遅納がないこと（やむを得ないと認められる場合を除く）。
- ③この申請書を提出した日以前、１年以内に納期の特例につき、その承認の取消通知を受け取ったことがないこと。

1. 納入期限

６月から１１月分は１２月１０日までに、１２月から翌年５月分については翌年６月１０日までに納めてください。（日曜日、祝祭日のときはその翌日、土曜日の時は翌々日）

2. 申請の仕方

「町・県民税特別徴収の納期の特例に関する申請書」に必要事項を記入のうえ提出してください。前年度に納期の特例の承認を受けた事業所は、引き続き特例が適用されます。
※納期の特例が適用されている事業所で、給与の支払いを受ける方が常時１０人未満でなくなったときは、すみやかに「町・県民税特別徴収税額の納期の特例取消届出書」を提出してください。